

# 令和8(2026)年度アドベンチャートラベル推進事業 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和8(2026)年度アドベンチャートラベル推進事業

## 2 委託期間

契約の日から令和9(2027)年3月19日(金)まで

## 3 事業目的

本県は、豊富な自然、歴史、文化資源のもと、屋外でのアクティビティを東京圏から手軽に来訪し楽しむことができる強みを持っている。このような本県の強みを活かし、令和6(2024)年度以降、それらの事業を「アクティビティ」「自然」「文化体験」の3つを構成要素としたアドベンチャートラベル事業として推進し、本県のアドベンチャートラベルの情報発信や商品造成を行ってきた。

令和8(2026)年度は、アドベンチャートラベルの3つの構成要素のうち、最もシンボリックな「アクティビティ」を中心に、本県ならではのストーリー性を加味しながら、欧米豪のアドベンチャートラベルを好む層に訴求するコンテンツを造成し、コンテンツタリフ等を活用した販売を推進することにより、外国人旅行者の本県の認知度向上、宿泊者数及び消費額の増加を図ることを目的とする。

## 4 業務内容

アドベンチャートラベル専門家(以下、専門家)による本県のコンテンツのアドベンチャートラベル市場との親和性や展開可能性の分析の下、県内アドベンチャートラベルの裾野拡大に向けて、県内事業者向けのオンラインセミナーを実施するとともに、Destination Management Company(以下、DMC)又はランドオペレーターを本県に招請しFAMツアーを実施の上、コンテンツタリフやモデルルートの作成を支援する。

### (1) アドベンチャートラベル市場分析及び推進支援

#### ア 専門家の設置と市場分析

- (ア) アドベンチャートラベルに知見を持ち、県内事業者の抱える課題を解決し、本県のアドベンチャートラベルを推進することのできる専門家を設置することとし、企画提案書に候補者を記載すること。
- (イ) 専門家は、事業開始時に、本県のコンテンツとアドベンチャートラベル市場との親和性や展開可能性を分析し、得られた結果をもとに、随時事業の方向性について助言すること。
- (ウ) 専門家は、(2)で実施するFAMツアーのコース作成について助言を行うこと。
- (エ) 専門家は、事業終了時に、本県におけるアドベンチャートラベル推進の今後の方向性について、分析すること。

#### イ 県内事業者へのアドベンチャートラベル推進支援

- (ア) 県内アドベンチャートラベルの裾野拡大に向けて、県内事業者向けのオンラインセミナーを1回以上実施し、インバウンド対応可能な体験商品の販売拡大を図るなど、県全体の機運の醸成を行うこと。

### (2) FAMツアーの実施

#### ア 被招請者の選定・調整

- (ア) 欧州、米国、豪州においてアドベンチャートラベルを含む訪日旅行商品の送客実績があるDMC又は

ランドオペレーターを、夏季、冬季にそれぞれ4社4名以上（計8社8名以上）を招請すること。  
夏季と冬季のDMC又はランドオペレーターは同じでも可とする。

- (イ) 招請するDMC又はランドオペレーターについて、選定理由（アドベンチャートラベルを含む訪日旅行商品の送客実績等）を企画提案書に具体的に記載すること。
- (ウ) 被招請者は、訪日旅行商品の企画・造成責任者又はそれに準ずる者とし、日本語での会話ができる者とする。

#### イ 招請時期

- (ア) 招請時期については、概ね本県のアクティビティの魅力をもっとアピールできる、下記のグリーンシーズン（夏季）及びウィンターシーズン（冬季）とし、委託者と協議の上で決定すること。
  - ・夏季：令和8（2026）年8月～9月
  - ・冬季：令和8（2026）年12月～令和9（2027）年2月

#### ウ 企画・調整・手配・運営

- (ア) 提案するFAMツアーは、アドベンチャートラベルの構成要素である「アクティビティ」「自然」「文化体験」のうち、本県の恵まれた自然を生かした「アクティビティ」を中心に、本県ならではのテーマ性やストーリー性のあるものとし、企画提案書に各視察施設・スポット等について選定理由を具体的に記載すること。
- (イ) 視察する施設等について、夏季4施設以上、冬季4施設以上、計8施設以上とすること。
- (ウ) 視察する施設等において、可能な限りアドベンチャートラベルとの関連性のほか、本県の自然や歴史、文化等を専門的な知見で説明が可能なガイド等の手配をすること。
- (エ) FAMツアーの一部で日光国立公園認定ガイドを活用すること。日光国立公園認定ガイドについては、以下を参考とすること。  
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/ninteiguide2024/toppage.html>
- (オ) FAMツアーのコース作成は、専門家のアドバイスの下、被招請者に視察したい施設等の要望をヒアリングし、委託者と協議の上、決定すること。
- (カ) FAMツアー中、被招請者に当該事業にかかる傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。
- (キ) 県内の行程は2泊3日とすること。
- (ク) 基本モデル行程は次のとおりとする。

月 日	地 域	行 動	内 容
1 日 目	各地 栃木県	AM	移動
		昼	栃木県着
		PM	視察
2 日 目	栃木県	終日	視察
3 日 目	栃木県 各地	AM	視察
		PM	栃木県発
			移動

#### エ 被招請者に対する交通の手配・調整等

- (ア) 本県までの移動に係る交通の手配を行うこと。
- (イ) 本県内の移動については、専用車を手配すること。
- (ウ) 行程上必要となる有料道路通行料や駐車料等の費用は委託料に含むものとする。

#### オ 宿泊・食事・訪問施設等の手配・調整

- (ア) 被招請者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設体験等の手配を行うこと。
- (イ) 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。

カ 添乗員の手配

- (ア) 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。
- (イ) 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- (ウ) 添乗員の交通費、宿泊費（朝食・夕食込み）、施設体験料、昼食費及び軽食費は委託料に含むものとする。

キ アンケートの作成・配布・実施・回収（督促を含む）・集計・分析及び翻訳

- (ア) アンケートについては、視察した施設等についての評価のヒアリングを含み、委託者と協議し、事前に内容の確認を受けることとし、今後の本県アドベンチャートラベル推進に向けた検討材料となるものとする。
- (イ) FAM ツアー実施後、速やかに回収・集計・分析及び翻訳を行い、結果を報告すること。
- (ウ) 想定するアンケート項目を企画提案書に記載すること。

(3) コンテンツタリフ及びモデルルート作成支援

ア 県内事業者に対するコンテンツタリフ作成支援

- (ア) (2)の視察先県内事業者に対して、視察時に被招請者に提示するコンテンツタリフ（日本語・英語）の作成を支援すること。
- (イ) FAM ツアー実施後、被招請者のアンケート結果を反映するなどコンテンツタリフの磨き上げを行い、完成版を県に共有すること。

イ 被招請者に対するモデルルート作成支援

- (ア) FAM ツアー実施後、被招請者による、視察した施設や複数の観光コンテンツを組み合わせたモデルルート（料金例含む）の作成を支援し、関係会社や取引先への展開結果を報告書に記載すること。
- (イ) 被招請者から情報の照会や写真等の素材提供を求められた際には、可能な限り県内各事業者から収集し提供すること。また、写真等の素材は、委託者から提供を受けることも可とする。

(4) スケジュール（予定）

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
方向性の分析			←→								←→	
FAM ツアー					←→				←→			
コンテンツタリフ及びモデルルート作成				←→								

※詳細なスケジュールは、受託者決定後に委託者と相談の上決定する。

5 留意事項

- (1) 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 委託者との連絡調整等を密に行うこと。
- (4) 委託者との打合わせごとに、A4 1枚程度の打合わせ記録簿を作成し、共有すること。
- (5) 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、委託者は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。

- る。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、対応するものとする。
- (6) 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメントは、全て受託者の責任において行うこと。
  - (7) 事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
  - (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
  - (9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
  - (10) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
  - (11) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
  - (12) 本事業に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むこと。
  - (13) 本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。
  - (14) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## 6 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 企画提案者の概要
- (2) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容を記載。）
- (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
- (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
- (5) 見積額（概算及び内訳）
  - ※ 記載順序は任意とする。

## 7 成果物の作成

- (1) 効果測定の実施
  - 評価指標は次のとおりとする。
  - ア 方向性分析 ・ 2回実施
  - イ オンラインセミナー ・ 1回以上開催、参加事業者各回10者以上
  - ウ 被招請者 ・ 対象市場においてアドベンチャートラベルを含む訪日旅行商品の送客実績がある  
DMC又はランドオペレーター:夏季、冬季各4社4名以上、計8名以上
  - エ コンテンツタリフ作成（日本語・英語） ・ 視察施設:夏季、冬季各4件以上、計8件以上
  - オ モデルルート作成 ・ 被招請者:夏季、冬季各4件以上、計8件以上
- (2) 提出物
  - ア 事業実施報告書 A4カラー冊子1部及びUSBメモリ1個
  - イ コンテンツタリフデータ

※ 全て同じUSBメモリに格納してもよい

(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和9（2027）年3月19日（金）

イ 提出場所 栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県観光交流課内）

※ 提出物は、画像等を用いた視覚的な記録を含めるなど、分かりやすい内容とすること。